

3. 平成22年度分の市県民税の減免について

今回の震災における減免については、平成22年度の市民税・県民税の平成23年3月分、4月分、5月分も対象となります。

仙台市が「半壊」以上の判定のり災証明を平成23年8月15日までに発行した住宅に、平成23年3月11日現在でお住まいになっていた方のうち、①:り災証明書の申請者、②:①の申請者と同居の住宅の所有者については、り災証明の内容に基づき減免を行いますので、減免の申請は不要です。り災証明の発行が平成23年8月16日以降となる方は、減免の申請が必要です。

また、損害を受けた住宅の所有者と同居していたが、り災証明書の発行を受けていない方については、減免の申請が必要です。(この場合、改めてり災証明書の発行を申請していただく必要はありません。)

税額決定通知書、印鑑、その他必要書類をご用意の上、財政局法人税務課へご相談ください。

減免の申請手続きおよび期限について

○申請手続きについて

納税通知書、印鑑、その他必要書類をご用意の上、財政局法人税務課へご相談ください。

なお、減免申請書は窓口へ備え付けてあるほか、仙台市の公式ホームページからもダウンロードすることができます。

⇒[トップページ](#) > [くらしのガイド](#) > [手続きと相談](#) > [税金](#) > 「東北地方太平洋沖地震」に伴う市税の取扱いについて をご覧ください。

○申請の期限について

減免の申請は、市県民税の納期限(9月12日)までに行ってください。

(納期限までに申請を行うことが難しい場合には、ご相談ください。)

※ 減免の適用までには時間を要し、また受けた被害の程度等により減免の対象とならない場合もございます。

減免が適用される場合、減免の決定通知書を後日改めて送付いたします。また、納付済みの税額に減免が適用される場合、その減免額は、後ほど還付いたします。

事業所のご担当者様へのお知らせ

1. 特別徴収税額の納期の特例について

納期の特例を受けている事業所につきましては、平成23年度の特別徴収税額の第1回目の納期は、平成23年12月12日となります。期間は8月分から11月分の4カ月分が対象となります。

第2回目の納期は、平成24年6月11日となります。期間は12月分から5月分の6か月分が対象となります。

2. 地方税ポータルシステム「eLTAX」(エルタックス)による電子申告について

市民税・県民税に係る給与支払報告や特別徴収関連手続きが、インターネットを通して行えます。

「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」や「特別徴収切替届出書」の提出にも対応しております。ご利用にあたり必要となる手続き等、詳細はエルタックスホームページをご参照ください。(http://www.eltax.jp/)

平成23年度 市民税・県民税について

仙台市

東日本大震災により被害を受けられました皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。

また、日頃より市政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

このたび、平成23年度市民税・県民税(住民税)の税額を決定いたしましたので、特別徴収税額の決定通知書をお送りいたします。なお、お手数をおかけいたしますが、貴事業所の従業員の皆様へ下記の事項をご周知くださいますようお願い申し上げます。

今年度の納付について

例年、6月から翌年5月までの年12回の給与引き落としとなっておりますが、今年度は平成23年8月から平成24年5月までの年10回の給与引き落としとなります。

(1回あたりの税額は多くなりますが、年税額は変わりません。)

東日本大震災により被害を受けた方に対する税制上の特例措置などについて

東日本大震災により被害を受けた方については、次のような税制上の特例措置などがあります。

1. 震災に係る雑損控除の特例

震災によって住宅や家財などに損害を受けた方は、その損害金額に基づき計算した金額を、所得から控除することができます。

詳しくは、P.2をご覧ください。

2. 減免

震災によって受けた被害の程度などに応じ、減免を受けられる場合があります。

詳しくは、P.3~4をご覧ください。

お問い合わせ先

◆仙台市震災対応市税コールセンター設置のお知らせ

震災により住宅等に被害を受けた方を対象とした、市県民税と固定資産税の減免制度等をご案内するコールセンターを設置いたしました。

電話番号：022-723-1596 受付時間：8:30~17:00

開設期間：平成23年7月1日から10月28日までの平日(7月の16日、23日、30日は開設)

◆個別の課税の内容についてのお問い合わせ先

仙台市財政局税務部法人税務課

住所 〒980-0802

宮城県仙台市青葉区二日町6番12号

MSビル二日町3階(仙台市二日町第二仮庁舎3階)

電話番号 022-214-1009 受付時間 8:30~17:00(土日祝祭日を除く)

震災に係る雑損控除(市県民税・所得税)の特例について

震災によって、住宅や家財などに損害を受けた方は、その損害金額に基づき計算した金額を所得から控除する、雑損控除の制度の適用を受けることができます。

震災で被災された方は、この制度を平成24年度(平成23年分の所得)について適用するか、又は特例として平成23年度(平成22年分の所得)について適用するか、いずれかを選択することができます。

対象となる資産の範囲	生活に通常必要な資産 (棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産(注)は除かれます。) (注)「生活に通常必要でない資産」とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいい、これらの資産についての災害等による損失は雑損控除の対象とはなりません。平成23年中か平成24年中に総合課税の譲渡所得があれば、その所得から控除できます。
控除額の計算方法	雑損控除として控除できる金額は、次の二つのうち、いずれか多い方の金額です。 (1) (差引損失額) - (総所得金額等) × 10% (2) (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円 ※「差引損失額」とは、損害金額から保険金などによって補てんされる金額を控除したものです。 ※「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅や家財を除去するための費用、災害により生じた障害物を除去するための支出、原状回復のための費用等です。 ※住宅や家財、車両について個々に損失額を計算することが困難な場合には、便宜的に簡便な計算方法により計算することができます。
参考事項	その年の所得金額から控除しきれない控除額は、翌年以後5年間に繰り越して、各年の所得金額から控除できます。
申告の方法	(1) 税務署で所得税の確定申告や更正の請求の手続きを行った場合 ⇒市県民税にもその申告内容が反映されますので、改めて市県民税の申告を行う必要はありません。 ※平成22年分の所得税において震災に係る雑損控除の特例の適用を受ける方で、平成23年度の市県民税においては雑損控除の特例の適用を受けず、平成24年度の市県民税において雑損控除の適用を受けることを希望する場合には、市県民税の申告を行う必要があります。 (2) 所得税で災害減免法による軽減免除を適用する旨の申告を行った場合 ⇒市県民税において雑損控除の適用を受ける場合には、市県民税の申告を行う必要があります。 (3) 所得税で確定申告をする必要がない場合 ⇒市県民税において雑損控除の適用を受ける場合には、市県民税の申告を行う必要があります。

【税務署からのお知らせ】震災に関する国税の電話相談のご案内

税務署では、このたびの震災により住宅や家財などに損害を受けた方が所得税の軽減や免除を受ける場合の手続きなど、震災に関連する国税のご相談をお受けする専用電話窓口を設置しています。

所轄又は避難先の最寄りの税務署に電話をおかけいただき、自動音声の番号案内に従って「0番」をご選択ください。専用窓口におつなぎいたします。

また、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)では、震災により被害を受けた方の申告・納税等に関するパンフレットや各種手続きに使用する様式などを掲載していますので、ご利用ください。

◆お問い合わせ先

仙台北税務署(Tel. 022-222-8121)、仙台中税務署(Tel. 022-783-7831)、仙台南税務署(Tel. 022-306-8001)

市県民税の減免について

震災によって被害を受けた方は、次のような減免を受けられる場合があります。

1. 納税義務者が下記のいずれかに該当することとなった場合

減免の事由	減免の割合
震災により亡くなった場合	全部
震災により特別障害者となった場合	
生活保護法の規定による扶助を受けることとなった場合	
震災により普通障害者となった場合	10分の9

減免を受けるには申請が必要です。

納税通知書、印鑑、(震災により障害者となった方は、障害者手帳)をご用意の上、財政局法人税務課へご相談ください。

2. 震災により所有する住宅又は家財に一定割合以上の損害を受けた場合

震災により所有する住宅又は家財に一定割合以上の損害を受けた場合で、前年中の合計所得金額(注)が1000万円以下の方は、減免の対象となる場合があります。

減免の事由	減免の割合	
損害割合が40%以上(*1)	合計所得金額が500万円以下のとき	全部
	合計所得金額が500万円~750万円以下のとき	2分の1
	合計所得金額が750万円~1000万円以下のとき	4分の1
損害割合が20%以上(*2) 40%未満	合計所得金額が500万円以下のとき	2分の1
	合計所得金額が500万円~750万円以下のとき	4分の1
	合計所得金額が750万円~1000万円以下のとき	8分の1

(注)「前年中の合計所得金額」…前年中の収入が給与収入のみであった方については、今回お送りした、税額決定通知書の「総所得金額」欄に掲載されている金額です。

※…「住宅」とは、本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族が常時居住する住宅をいいます。常時居住しない別荘のような住宅は該当しません。

※…「家財」とは、本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族の日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍、通勤などに使用する自家用車その他の家庭用動産をいいます。家財に損害を受けた場合の「損害割合」の判定においては、所有している家財全体の価額から判定することとなります。

*1…納税義務者が居住していた住宅について「大規模半壊」以上のり災証明の判定が出たことで認定を行います。

*2…納税義務者が居住していた住宅について「半壊」以上のり災証明の判定が出たことで認定を行います。

○減免の申請手続きについて

仙台市が「半壊」以上の判定のり災証明を平成23年8月15日までに発行した住宅に、平成23年3月11日現在でお住まいになっていた方のうち、①:り災証明の申請者、②:①の申請者と同居の住宅の所有者については、り災証明の内容に基づき減免を行いますので、減免の申請は不要です。り災証明の発行が平成23年8月16日以降となる方は、減免の申請が必要です。

また、損害を受けた住宅の所有者と同居していたが、り災証明書の発行を受けていない方については、減免の申請が必要です。(この場合、改めてり災証明書の発行を申請していただく必要はありません。)

なお、居住していた住宅には大きな損害がなかったものの、所有する家財に大きな損害を受けた場合(所有している家財全体の価額に対し、20%以上の損害が発生した場合)など、住宅と家財の損害程度に開きがある方は、財政局法人税務課へご相談ください。

東日本大震災により被害を受けられた方へ (所得税関係)

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

東日本大震災（以下「大震災」といいます。）により被災された方については、所得税に関して、次のような税制上の措置があります。

このほか大震災により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた方については、『東日本大震災により被害を受けられた個人事業者の方へ』[所02](#)をご参照ください。

(注)「東日本大震災」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいいます。

	税制上の措置	概要	ページ
1	申告・納付等の期限延長	申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。	1ページをご参照ください。
2	所得税の軽減又は免除	住宅や家財などに損害を受けた方は、所得税の軽減又は免除を受けることができます。	2ページをご参照ください。
3	源泉所得税の徴収猶予・還付	上記2に該当する方は、給与・公的年金・報酬料金に係る源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。	3ページをご参照ください。
4	住宅借入金等特別控除の特例	大震災で住宅が滅失等した場合でも、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。	
5	財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税	大震災で被害を受けたことにより、払出しを受ける方は、その払出しに係る利子等は課税されません。	
6	納税の猶予	財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方は、納税の猶予を受けることができます。	4ページをご参照ください。
7	予定納税額の減額	所轄税務署から予定納税額を通知された方は、予定納税額の減額を申請することができます。	

【所得税以外の税制上の措置】

大震災により自動車が無償となった場合の自動車重量税の特例還付や、買換車両に係る自動車重量税の免税	自動車重量税の還付・免税に関するパンフレット 自重税01 をご参照ください。
大震災により被害を受けた方が作成する「消費貸借契約書」（金銭借用証書）、「不動産譲渡契約書」、「建設工事請負契約書」の印紙税の非課税	印紙税の非課税措置に関するパンフレット 印紙01 をご参照ください。

1. 申告・納付等の期限延長

大震災により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。

これには、**地域指定による延長**と**個別の申請による延長**があります。

① 地域指定による延長

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の納税者の方は、平成23年3月11日以降に到来する全ての国税の申告・納付等の期限が延長されています（お手続きは必要ありません。）。

なお、延長後の期限は、別途国税庁ホームページ等でお知らせします。

(注)平成22年分の所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税などの申告・納付期限が延長されています。

② 個別の申請による延長

上記①以外の地域の納税者の方についても、「**災害による申告、納付等の期限延長申請書**」を税務署に提出することにより、**災害がやんだ日**^(注)から2か月以内の範囲で申告・納付等の期限が延長されます。

(注)「災害がやんだ日」とは、申告・納付等をするのに差し支えないと認められる程度の状態になった日をいいます。

このパンフレットに関するご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお気軽にお問い合わせください（4ページの「お手続きのサポートのご案内」をご参照ください。）。

2. 所得税の軽減又は免除

大震災により住宅や家財などに損害を受けた方は、①損害金額に基づき計算した金額を所得から控除する方法（所得税法に基づく「雑損控除」といいます。）、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税の軽減又は免除を受けることができます。

なお、大震災により被害を受けた方については、平成 22 年分又は平成 23 年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産 (棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産 ^(注) は除かれます。)	住宅や家財 ただし、損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。								
控除額の計算又は所得税の軽減額	控除額は次の①と②の算式で計算した金額のうち、いずれか多い方です。 <div style="display: flex; align-items: center; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">①</div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-right: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">損害金額</div> <div style="margin: 0 5px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">保険金等で補てんされる金額</div> <div style="margin: 0 5px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">所得金額の10分の1</div> </div> <div style="margin-left: 20px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">差引損失額</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">②</div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-right: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">上記差引損失額のうち災害関連支出の金額</div> <div style="margin: 0 5px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">5万円</div> </div> </div> <p>※「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅・家財を除去するための費用等です。</p>	所得税の軽減額等は次のとおりです。 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th>その年の所得金額</th> <th>所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年の所得金額	所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年の所得金額	所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	その年の所得金額から控除しきれない控除額は、翌年以後5年間に繰り越して、各年の所得金額から控除できるとされました。	・ 損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。 ・ 減免を受けた年の翌年以降は、減免は受けられません。								

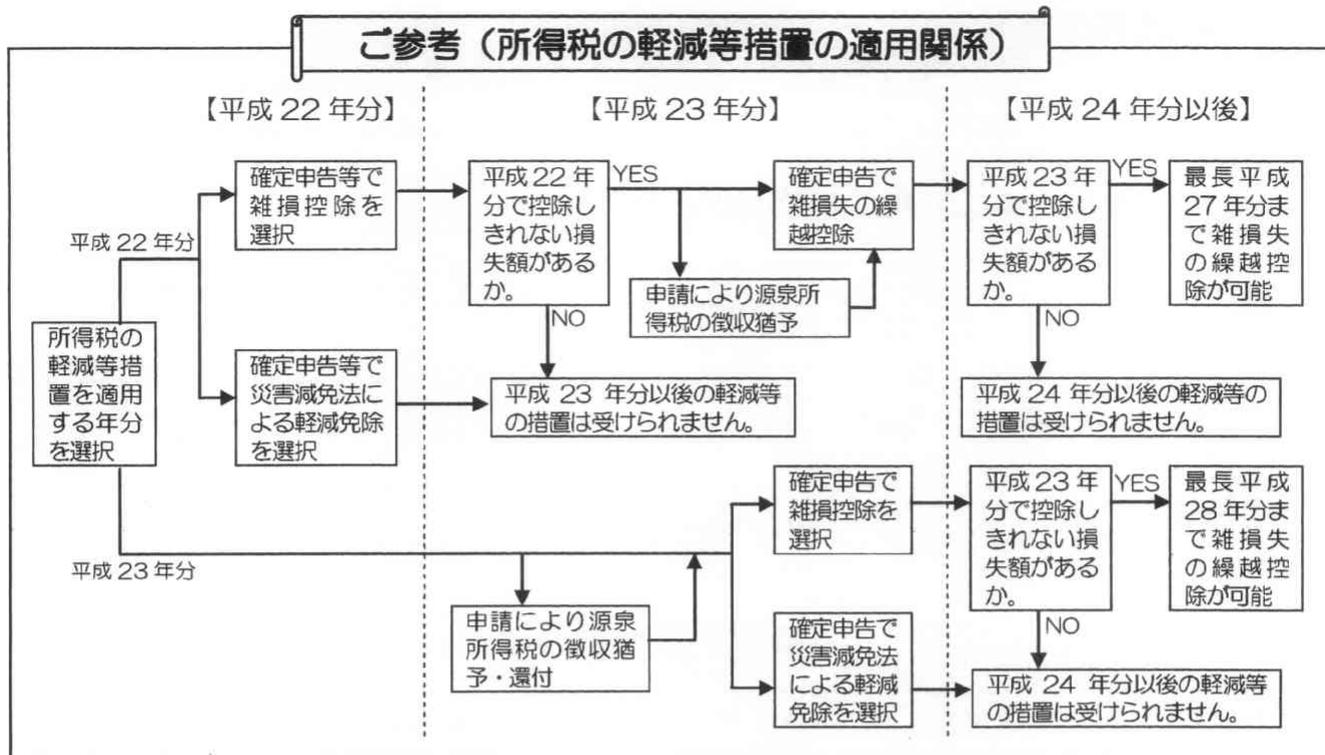
(注)「生活に通常必要でない資産」とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいい、これらの資産についての災害等による損失は雑損控除の対象とはなりません。その年か翌年に総合課税の譲渡所得があれば、その所得から控除できます。

雑損控除の計算において、住宅や家財、車両について個々に損失額を計算することが困難な場合には、「損失額の合理的な計算方法」により計算することができます。『東日本大震災により被害を受けられた方へ（雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」）』**所 03**をご参照ください。

お手続きの方法

所得税を軽減免除する年分	確定申告の有無	お手続き	ご用意いただく書類など
平成 22 年分	確定申告を済ませている方	平成 22 年分の更正の請求	① 被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの ② 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの ③ 被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの ④ 市町村から交付された「り災証明書」 ⑤ 所得税が還付となる方は、還付金振込先の金融機関名及び口座番号の分かるもの ⑥ 平成 22 年分の確定申告書の控え
	確定申告を済ませない方	平成 22 年分の確定申告	上記①～⑤の書類のほか、平成 22 年分の所得金額や所得控除額の分かる書類（源泉徴収票や社会保険料控除証明書など）
平成 23 年分	平成 23 年分の確定申告		上記①～⑤の書類のほか、平成 23 年分の所得金額や所得控除額の分かる書類（源泉徴収票や社会保険料控除証明書など）

- (注) 1. ご用意いただく書類などの説明もごさいますので、税務署へ相談にお越しになる前にお電話ください。
2. 被災されて上記の書類などをお持ちでない方は税務署にご相談ください。
3. 上記のお手続きには、それぞれ期限があります。



3. 源泉所得税の徴収猶予・還付

大震災により住宅や家財などに損害を受けた方で、雑損控除（2ページの「2. 所得税の軽減又は免除」をご参照ください。）の適用を受けようとする方又は住宅や家財の損害の割合が50%以上であり平成23年分の所得金額が1,000万円以下になると見込まれる方は、申請に基づき、平成23年中に支払を受ける給与等・公的年金等・報酬料金について、**源泉所得税の徴収猶予**や既に徴収された**源泉所得税の還付**を受けることができます。

ただし、大震災による損害につき、平成22年分の雑損控除の適用を受けた方で繰り越される雑損失がない方又は平成22年分の災害減免法による所得税の軽減免除の適用を受けた方は、源泉所得税の徴収猶予や還付は受けられません。

（注）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けた方は、年末調整の対象とならないため、確定申告で雑損控除や災害減免法による所得税の軽減免除の適用を受けることにより精算することになります。

4. 住宅借入金等特別控除の特例

大震災により住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について居住できなくなった場合についても、その住宅に係る住宅借入金等特別控除の残りの適用期間について、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

（注）年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受けていた方（給与所得者の方）は、引き続き、年末調整で控除を受けることができます。年末調整によって控除を受ける場合の「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書（兼証明書）」をお持ちでない方は、最寄りの税務署で再発行いたします。

5. 財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税

大震災で被害を受けたことにより、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に勤労者財産形成住宅貯蓄又は勤労者財産形成年金貯蓄の払出しを受ける方は、住宅の取得等以外の目的で払い出す場合であっても、払出しの際、税務署に申請し発行を受けた書類を金融機関に提出することで、これらの貯蓄の利子等については課税されません。

なお、この措置が始まる前に大震災によって被害を受けたことにより、住宅の取得等以外の目的で払出しを受け、利子等につき所得税が徴収された方は、還付請求をすることにより、徴収された所得税の還付を受けることができます。

6. 納税の猶予

大震災により財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方については、税務署に「納税の猶予申請書」を提出し、その承認を受けることにより、次の期間について納税の猶予を受けることができます。

① 損失を受けた日に納期限が到来していない国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税	納期限から1年以内

(注) 1. 災害がやんだ日から2か月以内に申請することが必要です。

2. この猶予を受けても、なお納付することが困難と認められる国税については、下記②の猶予を受けることができます。

② 既に納期限の到来している国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
一時に納付することが困難と認められる国税	原則として1年以内

(注) 上記猶予期間中にやむを得ない理由によって納付することが困難な場合は、さらに1年間、猶予期間の延長を受けることができます。

7. 予定納税額の減額

所轄税務署から予定納税額を通知された方で、大震災により事業用資産や住宅家財などに損害を受け、平成23年6月30日の現況で計算した申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。予定納税額の減額を申請する方は、「予定納税額の減額申請書」を、7月15日までに税務署に提出してください。なお、この申請書の提出期限についても、期限延長の対象となります(1ページの「1. 申告・納付等の期限延長」をご参照ください)。

～ 見舞金等を受け取られた場合について ～

個人又は法人から見舞金や災害義援金を受け取られた場合には、その見舞金等がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係などに照らし社会通念上相当と認められるものについては、贈与税及び所得税の課税の対象とはなりません。

お手続きのサポートのご案内

☞ 電話相談・税務署窓口での相談

このパンフレットのお手続きの内容や期限などに関し、ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお気軽にお問い合わせください(住所地の所轄税務署以外の税務署でも、ご相談を受け付けています)。

税務署窓口での相談は、お待ちいただくことなくご相談に対応できるよう、お電話等で事前に相談日時等をご予約いただいています。

ご予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いいたします。

【電話相談・税務署開庁時間／午前8時30分～午後5時(土日祝、年末年始(12/29～1/3)を除く)】

(注) 1. 仙台国税局、関東信越国税局及び東京国税局管内の税務署に電話をおかけになる場合には、自動音声案内にしたがって専用番号「0(ゼロ)」を選択してください(それ以外の国税局管内の税務署の場合は「1」番を選択してください)。

2. 大震災の影響により、一部、仮庁舎で執務を行っている税務署があります。また、大変多くの納税者の方が還付手続をされることが予想されるため、還付金のお支払いまで時間がかかる場合があります。皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解の程よろしく願いいたします。

☞ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】

国税庁ホームページには、大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式などを掲載しています。

また、大震災の影響に伴う税務署の執務の状況等をお知らせしています。

※ このほか、大震災への対応(各府省庁等の震災関連情報)については、首相官邸ホームページ(www.kantei.go.jp/saigai)をご覧ください。

東日本大震災により被害を受けられた方へ

(雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」)

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

雑損控除の適用において、東日本大震災により被害を受けた住宅や家財、車両の損失額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価額を基として計算することとされていますが、被害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の「損失額の合理的な計算方法」により計算していただいでよいこととしています。

1. 住宅に対する損失額の計算

① 取得価額が明らかな場合

住宅の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

(注) 1. 減価償却費の計算は、次のとおりです(以下同じです。)

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数(1年未満の端数は、6月以上は1年、6月未満は切り捨てます。)}$$

なお、償却率は裏面の参考「住宅・自動車の償却率(旧定額法)」をご参照ください。

2. 保険金、共済金及び損害賠償金等で補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります(以下同じです。)
3. 被害割合については、被害状況に応じて、裏面の別表3「被害割合表」により求めた被害割合とします(以下同じです。)
4. 損失額には、損害を受けた住宅等の原状回復費用(修繕費)が含まれます(以下同じです。)

② 取得価額が明らかでない場合

住宅の所在する地域及び構造の別により、裏面の別表1「地域別・構造別の工事費用表」により求めた住宅の1㎡当たりの工事費用に、その住宅の総床面積(事業用部分を除く。)を乗じた金額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = [(1\text{㎡当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費}] \times \text{被害割合}$$

(注) 別表1「地域別・構造別の工事費用表」について、該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用として差し支えありません。

2. 家財に対する損失額の計算(生活に通常必要な動産で、3に該当するものを除きます。)

① 取得価額が明らかな場合

各家財の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② 取得価額が明らかでない場合

家族構成等の別により裏面の別表2「家族構成別家財評価額」により求めた家族構成別家財評価額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家財評価額} \times \text{被害割合}$$

3. 車両に対する損失額の計算

生活に通常必要な車両に限り、その車両の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

(注) 車両は、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。

生活に通常必要であるかどうかについては、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が、専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することになります。

別表1 地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
	千円	千円	千円	千円
青森	139	134	263	166
岩手	143	222	183	175
宮城	146	146	167	177
福島	149	143	199	172
茨城	154	204	179	186
全国平均	158	214	198	195

(注) この他の都道府県については、最寄りの税務署にお問い合わせください。
参考: 「建築統計年報 平成22年度版」(国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室)を基に国税庁で計算

別表2 家族構成別家財評価額

世帯主の年齢 歳	夫婦 万円	独身 万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注) 大人(年齢18歳以上)1名につき130万円を、子供(年齢18歳未満)1名につき80万円を加算します。

別表3 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘要
			住宅 %	家財 %	
損	全壊・流出・埋没・倒壊		100	100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合をいいます。 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合をいいます。
	(倒壊に準ずるものを含む)				
	半壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合をいいます。
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の修復費を要する被害を受けた場合をいいます。
浸	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水(24時間以上)の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
水	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	・床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
床下		15 (0)	-		

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、津波による流出で「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

参考 住宅の償却率(旧定額法)

建物の構造	耐用年数	償却率	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	70年	0.015	
れんが造、石造又はブロック造	57年	0.018	
金属造	骨格材の肉厚 4mm超	51年	0.020
	骨格材の肉厚 3mm超 4mm以下	40年	0.025
	骨格材の肉厚 3mm以下	28年	0.036
木造又は合成樹脂造	33年	0.031	
木骨モルタル造	30年	0.034	

自動車の償却率(旧定額法)

種別	耐用年数	償却率
普通自動車	9年	0.111
軽自動車 (総排気量660cc以下のもの)	6年	0.166

(注) 1. 耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものとなっています。
2. 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

このパンフレットの記載内容などに関し、ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお気軽にお問い合わせください(住所地の所轄税務署以外の税務署でも、ご相談を受け付けています。)
また、国税庁ホームページに雑損控除の金額の計算システムを掲載する予定です(平成23年5月2週を予定)。
※ このパンフレットのほか、『東日本大震災により被害を受けられた方へ(所得税関係)』所01もご参照ください。

東日本大震災に関する業務関連の記録

法人事務局庶務部人事課

平成 24 (2012) 年 6 月

1. 東北学院大学・学校法人東北学院から発信された文書等
 - (1) 各種連絡事項
 - (2) 緊急対策会議関連（メモの記述あり）
 - (3) 東北学院大学の復興に向けた全学の集い

2. 人事課から発信した文書等
 - (1) 共済事務の取り扱い等

3. 人事課が所管する業務関連の文書
 - (1) 退職者辞令交付式
 - (2) 大学及び中学校・高等学校組合あて文書

4. 日本私立学校振興・共済事業団関連の文書

5. 各行政機関関連の文書

※各項目番号ごとに「ふせん」を付してあります。